

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第168号)

平成12年12月1日

横情審答申第168号

平成12年12月1日

横浜市長 高秀 秀信 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第29条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成11年11月16日福 児第 号による次の諮問について，別紙のとおり答申しま  
す。

「H . とH . 自己が被害を受けた加害者に関する処遇会議及び方  
針決定に関する内容の記録」の公文書の本人開示請求の却下決定に対する異  
議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「H . とH . 自己が被害を受けた加害者に関する処遇会議及び方針決定に関する内容の記録」の公文書の本人開示請求を却下とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「H . とH . 自己が被害を受けた加害者に関する処遇会議及び方針決定に関する内容の記録」（以下「本件申立文書」という。）の公文書の本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成11年8月30日付で行った却下決定の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の却下理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市公文書の公開等に関する条例（昭和62年12月横浜市条例第52号。以下「旧条例」という。）第5条各号に該当しないため却下としたものであり、その理由は、次のように要約される。

## (1) 本件申立文書について

異議申立人（以下「申立人」という。）が請求した本件申立文書には、加害児3名の指導記録が該当する。この文書には、処遇会議の検討結果も含め、加害児についての処遇方針決定に関する事項が記載されている。

## (2) 請求者の適格について

旧条例第11条第1項の規定は、旧条例第9条第1項第1号によって保護されている個人に関する情報について、当該本人に限定して開示しようとする趣旨と解される。申立人が開示を求めている本件申立文書は、加害児3名の処遇会議及び方針決定に関する内容の記録のわかる文書であり、明らかに本人以外の者に係る文書の開示を求めていることから、条例の趣旨からしてもこの請求を認容することはできないものと判断し、却下したものである。

## 4 異議申立人の却下決定に対する意見

申立人が異議申立書及び意見書において主張している本件請求についての却下決定に対する意見は、次のように要約される。

3人の加害児によって、被害者一家は多大な被害を受け、現在もその生活苦、心の

傷に苦しめられている。

児童相談所の指導下にあるにもかかわらず，加害児らの行動によって，被害児は，危険と心的外傷から転居を余儀なくされた。

児童相談所には，被害児の現状と，加害児たちの行動の残酷さから，家庭裁判所に送致するなどの対応を懇願し続けてきたが，担当者は，家庭裁判所で書類を受理してもらえなかった旨を被害者側に伝えてきた。送致した書類の返却はあり得ないと考え，家庭裁判所に問い合わせたところ，書類の提出はなく，相談があっただけということだった。

成人犯罪の成人被害者にさえ，犯人の情報を伝えて，身の安全を図ってくれるのだから，年少の被害児の身を守る配慮から，この程度の情報を知らせてもらいたい。

加害児たちの処遇の転々とした変更ぶりや，担当者の加害児寄りの対応は不可解であり，施設入所を決定したはずのH . . . の文書とH . . . の入所取消しのいきさつを知りたい。

今後，被害者が生きていく上で知る権利があり，身の安全のために必要な情報である。

## 5 審査会の判断

### (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第2号。以下「新条例」という。）が平成12年7月1日に施行されたが，本件は旧条例に基づきなされた処分に対する異議申立てであるため，当審査会は，新条例附則第7項の規定により，旧条例の規定に基づき本件異議申立てを審議することとする。

### (2) 児童相談所の業務について

児童相談所は，児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第1条に規定する児童福祉の理念を実現し，児童の基本的権利を保護するため法第15条の規定により設置されている機関である。

児童相談所の業務は，「相談援助活動」と総称され，法第15条の2に規定するように，家庭その他からの児童の福祉に関する様々な相談に応じて，専門的立場から児童及びその家庭につき，必要な調査並びに医学的，心理学的，教育学的，社会学的及び精神保健上の判定を行い，これに基づき，個々の児童及びその家庭に最も適した措置をとるもので，措置の決定に当たっては，常に児童の最善の利益が考慮さ

れる。

(3) 本件申立文書について

本件申立文書は、児童相談所の相談援助活動を行う際に作成される児童記録関係文書、すなわち児童記録の中の一文書であることが認められる。

(4) 却下決定の妥当性について

本件申立文書を含む加害児童の児童記録に対する被害児童（申立人）の本人開示請求については、横浜市公文書公開審査会（旧条例第16条）が、既に平成11年9月14日答申第130号により、実施機関が当該本人開示請求を却下した決定を妥当であると判断したところである。

その理由は、当該本人開示請求を行った申立人は、実施機関が行う相談援助活動を受けており、実施機関が行う事務事業に関して利害関係を有するものとして、旧条例第5条第5号に規定する公文書の公開を請求できるものに該当すると認められる。しかし、指導記録の記載事項は、加害児童に関するものであって、被害児童（申立人）に関する情報とは認められないため、旧条例第11条第1項に規定する第9条第1項第1号に該当する情報に係る個人には該当しないため、実施機関が当該本人開示請求を却下した決定を妥当としたものである。

本件申立文書は、答申第130号の対象となった指導記録の一部であることが認められることから、実施機関が旧条例第5条各号に定めるものに該当しないとした判断は妥当ではないが、答申第130号の場合と同様に、実施機関の決定を否定すべきものではないと考える。

なお、実施機関は本件申立文書として指導記録を特定しているが、当審査会は、指導記録とともに児童記録の中につづられている他の文書（処理経過並指導措置決定伺い、受理会議提出票、処遇・判定会議提出票、心理診断書及び一時保護児童記録票）も、本件申立ての対象文書として、答申第130号の趣旨のもとに判断すべきものと考ええる。

(5) 結 論

以上のとおり、本件請求を行った申立人は、実施機関が行う処分に関して利害関係を有するものとして、旧条例第5条第5号に規定する公文書の公開を請求できるものに該当すると認められる。

しかし、本件請求文書に記載されている個人に関する情報は、加害児童に関するものであって、被害児童（申立人）の個人に関する情報とは認められないため、旧条例

第11条第1項に規定する「条例第9条第1項第1号に該当する情報に係る個人」には該当しないものとする。

したがって、実施機関が旧条例第5条各号に該当しないとすることは妥当ではないが、当審査会は、旧条例第11条第1項に規定する「条例第9条第1項第1号に該当する情報に係る個人」には該当しないものと判断して、公文書の本人開示請求を却下とした実施機関の決定を、妥当とするものである。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成11年11月16日	・ 諮問
平成11年12月6日	・ 実施機関から却下理由説明書を受理
平成11年12月24日 (第215回審査会)	・ 諮問の報告
平成12年2月14日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成12年6月23日 (第227回審査会)	・ 審議
平成12年7月14日 (第228回審査会)	・ 審議
平成12年7月28日 (第229回審査会)	・ 審議
平成12年8月4日 (第230回審査会)	・ 審議
平成12年9月8日 (第231回審査会)	・ 審議
平成12年9月22日 (第232回審査会)	・ 審議
平成12年10月13日 (第233回審査会)	・ 審議
平成12年10月27日 (第234回審査会)	・ 審議